

3. 男女共同参画推進に関する新体制

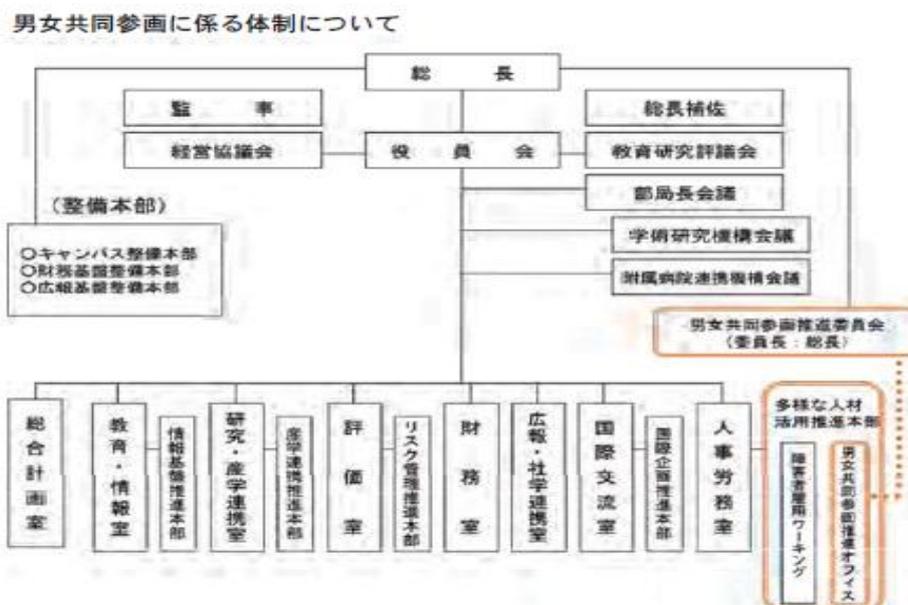
平成 18 年度から 21 年度末までの 4 年間活動してきた「多様な人材活用推進委員会」や、平成 19 年 9 月から 21 年度末まで活動してきた「女性研究者キャリア・デザインラボ」による体制は、いろいろな活動を行う際に決定権がなく、すべて役員室（人事労務室）の判断を仰がなければならないという構造上の問題があり、十分効率的な活動ができなかった側面がある。

その反省を生かし、下図のような新体制を構築した。これには大きく分けて 3 つの改革がある。

- ① 総長直轄の「男女共同参画推進委員会」の新設（平成 22 年 1 月）
- ② 人事労務室に「多様な人材活用推進本部」（人事労務担当理事が本部長）を併設（現在の「多様な人材活用推進委員会」から移行）
- ③ 上記「多様な人材活用推進本部」内に「男女共同参画推進オフィス」（室長は専任教授）を設置（「女性研究者キャリア・デザインラボ」から移行）



（男女共同参画に係る体制図）（平成 22 年 4 月 1 日現在）



このような新体制により、「男女共同参画推進オフィス」で企画立案した事項が、「多様な人材活用推進本部」や、総長や部局長で構成される「男女共同参画推進委員会」にあげられ、速やかに全学へ伝達される仕組みができあがった。

また専任の教授（男女共同参画推進オフィス室長）を置くことで、これまで兼任教員が過剰な負担の中で行ってきたさまざまな活動が、よりスムーズに進められることとなった。さらに、多様な人材活用推進本部が人事労務室に併設されたことにより、男女共同参画に関する事務担当部署（多様な人材活用推進室）が総務部人事課内にできた。これにより、明確な事務組織のバックアップがなかった、平成 21 年度以前の体制より格段に効率的な運営がなされるようになった。

なお、平成 24 年度からは、迅速な大学の意志決定を行うため運営体制全体のスリム化を図る趣旨から、多様な人材活用推進本部は廃止されることとなっている。

大阪大学男女共同参画推進委員会規程

(設置)

第1条 大阪大学に大阪大学男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、男女共同参画に関する重要な事項について審議するとともに、男女共同参画に関する必要な連絡及び調整を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 理事
- (3) 各学部長
- (4) 各研究科長
- (5) 各附置研究所長
- (6) 医学部附属病院長及び歯学部附属病院長
- (7) 附属図書館長
- (8) 国際教育交流センター長、総合学術博物館長、大学教育実践センター長、世界言語研究センター長、日本語日本文化教育センター長、核物理研究センター長、サイバーメディアセンター長及びレーザーエネルギー学研究センター長
- (9) 総務企画部長
- (10) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務企画部多様な人材活用推進支援室で行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 1月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年 4月 1日から施行する。

大阪大学多様な人材活用推進本部要項（平成24年3月31日廃止予定）

（趣旨）

第1条 この要項は、大阪大学多様な人材活用推進本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本部は、本学における多様な人材の積極的活用に関し、企画及び立案を行うとともに推進し、あわせて教職員・学生の意識向上を図ることを目的とする。

（業務）

第3条 本部は、次の各号に掲げる事項について審議し、推進する。

- （1）多様な人材活用推進方策の企画、立案及び提言に関すること。
- （2）多様な人材活用推進のための啓発に関すること。
- （3）多様な人材活用のための環境整備に関すること。
- （4）その他多様な人材活用に関すること。

（組織）

第4条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）人事労務室長
- （2）総合計画室から選ばれた室員1名
- （3）教育・情報室から選ばれた室員1名
- （4）研究・産学連携室から選ばれた室員1名
- （5）人事労務室から選ばれた室員1名
- （6）広報・社会学連携室から選ばれた室員1名
- （7）国際交流室から選ばれた室員1名
- （8）その他人事労務室長が必要と認めた者

2 前項第8号の委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（本部長）

第5条 本部に本部長を置き、人事労務室長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を総括する。

（副本部長）

第6条 本部に副本部長を置き、本部の構成員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を補佐する。

（連携）

第7条 本部は、その業務の遂行に当たっては、人事労務室との密接な連携を図るものとする。

（部会）

第8条 本部に、専門的な調査及び審議をするため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(オフィス)

第9条 本部に、多様な人材活用を実施・推進するため、必要に応じてオフィスを置くことができる。

2 オフィスに関し必要な事項は、別に定める。

(若手研究者育成ステーション)

第10条 本部に、テニユアトラック制(有望な若手教育研究者の確保及び育成を図るため、若手教育研究者に対して、任期を付して一定期間教育研究者としての経験を積んだ後、審査等によりその業績、資質及び能力等が認められる場合に、雇用継続可能地位を与える制度をいう。)を全学的に推進するため、若手研究者育成ステーション(以下「ステーション」という。)を置く。

2 ステーションに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 本部に関する事務は、総務企画部多様な人材活用推進支援室で行う。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

男女共同参画推進オフィス設置要項（平成24年4月1日改正予定）

（設置）

第1条 本学における男女共同参画を推進するために、大阪大学多様な人材活用推進本部（以下「本部」という。）に男女共同参画推進オフィス（以下「オフィス」という。）を置く。

（業務）

第2条 オフィスは、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画推進方策の企画、立案及び提言に関すること。
- (2) 男女共同参画推進のための啓発に関すること。
- (3) 男女共同参画のための環境整備に関すること。
- (4) 女性研究者の支援及び採用促進に関すること。
- (5) 研究支援員制度の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、オフィスの男女共同参画を推進するために必要な業務

（組織）

第3条 オフィスに、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、オフィスに、必要な職員を置くことができる。
- 3 室長は、多様な人材活用推進本部の委員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 室長は、オフィスの業務を総括する。
- 5 副室長は、本学の教職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。
- 6 副室長は、室長の職務を補佐する。
- 7 室員は、部局から推薦のあった教職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。
- 8 室員は、室長及び副室長の指示に基づき、オフィスの業務を担当する。
- 9 副室長及び室員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第4条 オフィスの運営に関し必要な事項は、本部が審議する。

（事務）

第5条 オフィスに関する事務は、本部事務機構関係部課・室の協力を得て、総務企画部多様な人材活用推進支援室で行う。

（その他）

第6条 この要項に定めるもののほか、オフィスに関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。